

1. 農林水産施策の基本方向

本県の農林水産業は、就業者が約5万人、産出額898億円（H17年）であり、農林水産物を安定的に供給し、就労や雇用の機会を確保する一方で、生産活動を通じた県土保全にも重要な役割を担ってきた。

近年、我が国経済は全体に好況とされるものの、農林水産物の価格低迷、消費者の嗜好変化、担い手の脆弱化が進み、農林水産業の活性化にむけて取り組むべき課題への的確な対応が求められている。

このような中で、本県農林水産業は「新農業・農村活性化プラン(後期施策)」(H17～19年)、「新しまね森林・林業活性化プラン(後期施策)」(H18～22年)、「島根県新水産振興基本構想(改訂版)」(H15～22年)に基づき、各分野ごとの基本計画のもとで、具体的施策を実施し課題解決に取り組んできた。

一方、地方の自立が一層求められている中、「島根県総合計画(実施計画)」(H17～19年)において、「自立的に発展できる快適で活力ある島根」をめざした施策の重点化を進めている。

さらには、「中期財政見通し」(H18～22年度)により、県財政を縮小せざるを得ない中にあることは、施策の優先度を明らかにし効率的かつ効果的な行政活動の展開を目指すこととしている。

これらを踏まえ、平成19年度の農林水産施策の構築にあたっては、以下の視点を重視した。

- ① 総合計画の順位付け及び施策評価に基づく選択と集中
- ② 各課横断的事業(“流通・販売”、“安全・安心”等)の構築による総合力の発揮
- ③ 地域の主体性が発揮出来るしくみづくりを重視した事業組み立て
- ④ 社会情勢の急激な変化に伴う緊急課題への対応

なかでも、農業分野では今年度から実施される国の農政改革に対応し、品目横断的経営安定対策の対象となる認定農業者や集落営農組織を早急に育成するとともに、農地・水・環境保全向上対策に取り組み、地域資源の保全や環境保全型農業を積極的に展開していく。林業分野では、森林施業・経営の集約化、原木流通の効率化、木材の需要拡大、木質バイオマスの利用促進、県民の理解・参加の5項目を柱として、昨年度策定した「新しまね森林・林業活性化プラン(後期施策)」を総合的に推進していく。水産分野では、つくり育てる漁業を進めるとともに、前年度作成した「島根県水産基盤整備計画」を具体化し、漁港や漁場の整備を進める。

さらに、平成19年度の施策展開にあたっては、従来にも増して事業効果や緊急性に基づく優先順位付けの徹底を図るとともに、具体的な施策の展開の方向として、以下の視点を重視することとした。

- ① 消費者の視点を重視した“売れるものづくり”を推進
- ② 新たな担い手の確保や企業の参入促進等“担い手へ支援を集中”
- ③ 消費者の情報が生産現場に確実に伝わり、特色(安全、高品質等)のある生産の実現のための“しくみづくり”を推進

なお、施策推進にあたっては、P(Plan)、D(Do)、C(Check)、A(Action)を徹底する中で、関係者一体となり産業として自立できる島根の農林水産業をめざす取組を加速することとしている。